

## 東金市都市公園内の許可等に係る審査及び取扱基準

(趣旨)

**第1** この基準は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に定める都市公園（以下「公園」という。）において行われる次に掲げる許可等について、公園の適正な管理及び許可事務の統一化を図るため、必要な事項を定めるものとする。ただし、東金市都市公園設置管理条例（昭和47年東金市条例第21号。以下「条例」という。）第7条に定める有料公園施設には適用しない。

- (1) 公園施設の設置許可、管理許可及び変更許可（法第5条1項）
- (2) 都市公園の占用許可及び変更許可（法第6条第1項及び3項）
- (3) 行為許可及び変更許可（条例第3条第1項及び第3項）
- (4) 公園における行為の禁止（条例第5条）
- (5) 使用料等の還付（条例第18条ただし書）
- (6) 使用料等の減免（条例第19条）

(申請団体等の定義)

**第2** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政機関
  - ア 国、地方公共団体及び地方独立行政法人
  - イ 行政目的の遂行のために設置された実行委員会、協議会等で事務局を市が担うもの。
- (2) 公共的団体
  - ア 設置について市の意思が関与（補助）している団体：自治会連合会、自治会、シルバー人材センター等
  - イ 市又は一定の区域を以て設置する旨の法的根拠がある団体：農業協同組合、森林組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、消防団等
  - ウ 市の事業に大きく関与している団体：観光協会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、青年団、PTA、婦人会、老人会、子供会、体育協会等の教育文化スポーツ団体等
  - エ アからウまでの団体で構成された実行委員会、協議会等（行政機関が後援等をしているものを含む。）
- (3) 学校、福祉施設等が設置し、又は管理する運営団体
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する設置団体（学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校）
  - イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
  - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設その他これ等に類する施設を管理する運営団体（保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童家庭センター等）
  - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害者支援施設を管理する運営団体
- (4) 個人及びその他の団体  
上記各号に規定した団体以外の団体及び個人又は法人

(公園施設の設置許可等に係る審査基準)

**第3** 法第5条第1項に基づく公園施設の設置許可、管理許可及び変更許可については、条例第5条及び次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 申請に係る施設が法第2条第2項に定める公園施設に該当すること。
- (2) 公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、当該公園の効用を全うできるものであること。
- (3) 公園管理者自らが設け、若しくは管理することが不適当若しくは困難であると認められ、又は公園管理者以外の者が設け、若しくは管理することが公園の機能の増進に資すると認められること。
- (4) 法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「法施行令」という。）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「法施行規則」という。）及び条例が定める設置基準及び技術的基準に適合すること。
- (5) 公園計画上又は公園管理上支障がないこと。
- (6) 施設の位置、規模、構造及び外観が当該公園の景観や環境に適合するものであること。
- (7) 防犯、利用者の安全及び衛生に十分配慮した施設であること。
- (8) 許可の対象者は、原則として行政機関又は公園施設の運営を適切に行うことができると認められる法人若しくは団体（許可を与える当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者）であること。
- (9) 東金市暴力団排除条例（平成24年東金市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者からの申請ではないこと。
- (10) 施設を一般の利用に供する際に、その利用について料金を徴し、又は物品の販売を行うものについては、料金額又は商品の内容、種類、価格等が社会通念上適正なものであること。

(公園の占用許可等に係る審査基準)

**第4** 法第6条第1項及び第3項に基づく公園の占用許可及び変更許可については、条例第5条及び次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 申請に係る工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）が法第7条第1項に該当すること。
- (2) 公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。
  - ア 「公衆の利用に著しい支障を及ぼさないもの」とは、他人の利用を妨げない限度において、公衆の自由な利用に供することが可能となるよう、占用物件を地下へ設置する等公園の利用に対する影響範囲を必要最小限にとどめるよう配慮されていることをいう。
  - イ 「必要やむを得ないと認められるもの」とは、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。
    - (ア) 当該公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な敷地がないこと。
    - (イ) 極めて公共性が高く、当該場所でなければその目的を達成し、又は効果を発揮できないことが明確であること。
- (3) 法施行令第15条から第17条まで及び法施行規則第7条の2が定める技術的基準に適合すること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者からの申請ではないこと。

- (5) 仮設工作物の占有については、催物等の実施期間及び占有物件の設置、撤去に係る期間等から勘案して必要最小限の占有期間となるようにし、占有期間中は夜間及び気象状況の変化に対応した安全対策が講じられていること。
- (6) 露店の単独設置は認めない。ただし、次の各号の全てに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 行政機関又は公共的団体が主催、共催、後援等を行う催物等に伴うもので、当該開催団体と露店商との間で協力関係が構築されていること。
  - イ 公園本来の利用目的に沿って、利用の促進が図られること。なお、「公園本来の利用」とは、公園の設置目的に沿った自由な利用（休息、散歩、遊戯、観賞等）を前提とした利用形態のことをいう。以下同じ。
  - ウ 公園管理上支障がないと認められること。
- (7) 計測震度計の占有については、上記(1)から(4)までの規定のほか、平成7年6月5日消防震第37号消防庁震災対策指導室長通知「計測震度計設置に関する協力について」によること。
- (8) 他の法令の許可を要する場合において当該許可を得ていること。

(公園内における行為許可等に係る共通審査基準)

**第5** 条例第3条第1項に基づく行為許可については、条例第5条及び次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 公園利用者の通常の利用に支障をきたさない場所及び方法で行われること。
- (2) 行為の内容が、他の公園利用者に対し不快感を与えるものでないこと。
- (3) 音響、照明機材等により騒音、振動が発生する恐れがある場合については、東金市環境保全条例（平成13年東金市条例第3号）及び同条例施行規則（平成13年東金市規則第22号）を遵守すること。
- (4) 公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- (5) 公共の福祉、公序良俗に反しないこと。
- (6) 特定の思想を主張するデモ行為を目的とした演説会、講演会、集会や宗教団体の行う布教を目的とした祭礼、集会等、他の公園利用者の権利を侵害するものでないこと。
- (7) 提出日が使用日から起算して、前4ヶ月以内であること。また、サークル活動等により定期的に結集し使用する場合は、提出日が使用する期間の末日の属する月の初めの日から起算して、前3ヶ月以内であること。ただし、行政機関については、公共目的又は行政上の使用に限り、本文の規定を適用しない。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者からの申請ではないこと。
- (9) 他の法令の許可を要する行為において当該許可を得ていること。
- (10) 前各号及び第6から第13までの行為別審査基準に適合する場合であっても、公園管理上及び公園周辺に支障を及ぼすと認められる場合は、許可しないものとする。

(行商、募金等の定義)

**第6** 条例第3条第1項第1号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「行商」とは、常設の店舗を構えずに移動しながら商品の販売を行うものをいう。
- (2) 「募金」とは、寄附金などを広く一般から募るものをいう。
- (3) 「その他これ等に類する行為」とは、献血、署名運動、物品や資料等を頒布等するものをいう。

(行商、募金等に係る審査基準)

**第7** 条例第3条第1項第1号に基づく行為の許可については、第5各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 物品の販売行為については、条例第3条第1項第3号の興行又は同項第4号の催物に付随して行われるものであること。
- (2) 物品の販売を行うに当たっては、商品の内容、種類が公園内での販売として適正なものであり、かつ、販売価格が市場価格と比較して適正なものであること。
- (3) フリーマーケットは、この行為別審査基準にかかわらず別途定める「都市公園におけるフリーマーケットの取扱いについて」によること。
- (4) 募金等を行うに当たっては、実施の趣旨及び用途が明確であって、公益性が認められるものであること。また、実施団体の名称及び連絡先を掲示して行われるものであること。
- (5) 学校、福祉施設等が設置し、又は管理する運営団体が行う場合は、教育上の意義又は社会福祉向上の意義を持って行うものであること。
- (6) 行政機関、公共的団体並びに個人及びその他の団体が行う場合は、地域振興に寄与し、又は社会福祉に貢献するために行うものであること。

(業として行う写真又は映画の撮影に係る審査基準)

**第8** 条例第3条第1項第2号に基づく行為の許可については、第5各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 撮影時間、範囲及び人数を限って行われるものであること。
- (2) 撮影に当たっては整理員を配置するなど、他の公園利用者に容易にわかるような必要な措置がとられていること。

(興行の定義)

**第9** 条例第3条第1項第3号における「興行」とは、観客や参加者を集め、料金を徴して、演劇・音楽などの公演・映画・見世物などを催すものをいう。一般的には、営利を目的として開催されるが、慈善興行(チャリティー)や寄附興行など採算を考慮しないものも存在するので、料金の徴収の有無だけではなく内容で判断すること。

(興行に係る審査基準)

**第10** 条例第3条第1項第3号に基づく行為の許可については、第5各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとする。ただし、体力・健康づくり、娯楽、学術・文化の向上、教育、社会福祉の向上、地域振興などを目的とした催事は興行ではなく、条例第3条第1項第4号の催物として審査する。

- (1) 当該公園において、興行を行うための可能な場所があること。
- (2) 行政機関の主催、共催又は後援の下に行われるものであること。
- (3) 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- (4) 事前周知の計画が適切であること。
- (5) 予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
- (6) 周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

(競技会、展示会、博覧会等の定義)

**第11** 条例第3条第1項第4号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「競技会」とは、スポーツ大会、レクリエーション大会、運動会、演奏会など一定のルールに従い、何らかの技の優劣を競うための会又は集いをいう。この中には、遊戯（ゲーム）も含まれる。
- (2) 「展示会」とは、美術品、商品、作品、資料などを並べて一般に公開する催しをいう。
- (3) 「博覧会」とは、産業、貿易、学術・技芸などの振興・促進のために、種々の産物、文化財などを集めて広く一般に公開する催しをいう。
- (4) 「その他これ等に類する催し」とは、講演会、シンポジウム、祭礼、盆踊り、各種集会、遠足、各種訓練、撮影会等の催物をいう。

（競技会、展示会、博覧会等に係る審査基準）

**第 12 条** 条例第 3 条第 1 項第 4 号に基づく行為の許可については、第 5 各号に定める共通審査基準のほか、次に掲げる基準により審査するものとする。ただし、公園本来の利用に該当する行為（許可対象外）で、利用人数が多数になるものや内容が簡易なものについては、許可との利用調整を図るため、第 18 に定める届出を受けるものとする。なお、当該届出行為に該当する場合であっても、工作物設置を伴うものは許可対象となるので留意すること。

- (1) 当該公園において、催物を行うための可能な場所があること。なお、催物の実施内容に応じて、それ相応の施設が整っているか、利用環境として問題ないかなどを併せて審査する。
- (2) 催物の内容が、次に掲げる目的に応じた、いずれかに該当するものであること。
  - ア 公共的な趣旨のもとに行う催物：行政機関が行う都市緑化運動、環境保護等社会意識の向上のために行うもの。
  - イ 体力・健康づくり、娯楽としての催物：ゲートボール、グランドゴルフ、運動会、レクリエーション大会、ウォークラリー、撮影会等
  - ウ 学術・文化向上のために行う催物：展覧会、演奏会、講演会、シンポジウム、コンクール等
  - エ 教育・福祉目的の一環としての催物：学校行事による遠足や校外学習、園外保育等
  - オ 地域振興のために行う催物：お祭り、盆踊り、各種集会等
  - カ 防災意識向上のために行う催物：防災訓練、避難訓練等
  - キ その他公園施策の健全な発達に寄与し、公共の福祉の増進に資する催物
- (3) 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- (4) 定期的に、又は長期的に行われるものでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
  - ア (2)イに掲げる行為のうち、高齢者の健康増進を目的とした定期的な団体活動については、1 週間に 3 日以内で、許可された最初の使用日から 3 か月以内のもの
  - イ 行政機関又は公共的団体が公共目的又は地域振興を目的としたもので、連続使用として概ね 20 日を超えないもの
  - ウ 前回の使用目的と同一の場合は、前回の使用日から 1 か月以上期間が空いたもの
- (5) 大規模な催物の開催に当たっては、次に掲げる必要な措置がとられていること。
  - ア 事前周知の計画が適切であること。
  - イ 予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制や救護体制が整えられていること。
  - ウ 周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合は、そのための必要な措置がとられている

こと。

エ 仮設トイレの設置やゴミ処理等の環境衛生対策が必要と想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

(6) 集会については、過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違反行為を行ったことが明らかな団体又は構成員による開催であるときは許可しない。

(その他の行為に関する取扱い)

**第 13 条** 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為（以下「使用行為」という。）に関連し実施され、又は単独で実施される以下の行為については、次に掲げる基準により審査するものとする。なお、これらの行為については、基本的に禁止又は推奨していない行為となることから、この原則を踏まえ申請者と調整を図るものとする。

(1) 火気の使用について

公園内での火気使用については、第 15(2)の規定により禁止事項としているが、使用行為に付随するもので、公園管理上支障がないと認められる範囲において必要最小限のものは許可するものとする。この場合において、申請主体は行政機関又は公共的団体が主催又は共催するものを対象とし、他行政庁の許可又は届出を適正に行っていることを確認した上で、安全対策、使用場所等の条件を付して許可するものとする。

(2) 駐車場以外への駐車等について

公園内の駐車場以外への車等の乗り入れ又は駐車については、禁止事項となっているため、原則として許可しない。ただし、使用行為に伴うもので、公園使用に当たって必要やむを得ないもののみ許可するものとする。

(3) 野球、ソフトボール、サッカー等の球技について

公園広場等において球技を行うことは、公園の公衆利用の妨げや安全性、また施設管理の観点からも好ましくないため、有料公園施設又は各球技を行う上で必要な施設や利用環境が整っている場所で行うよう指導する。

(4) 広告について

公園内での広告物については、禁止事項となっているが、使用行為に付随するもので、行事の一環として表示し、又は設置されるものは許可の対象とする。なお、表示し、又は設置するにあたり千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）に基づく許可が必要となるものは、その手続がされていることを確認した上で、許可するものとする。

(5) 無人航空機の飛行について

公園内において航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人飛行機を飛行させることについては、第 15(5)の規定により禁止事項としているが、使用行為に付随するもので、公園管理上支障がないと認められる範囲において安全が確保されていると認められるものについては許可するものとする。この場合において、申請主体は行政機関又は公共的団体が主催又は共催するものを対象とする。

(6) 動画撮影について

公園内でテレビ番組の撮影及び放送、又は YouTube 等の投稿を目的（個人で利用するものは除く。）とした動画撮影については、公園の公衆利用の妨げや安全性、公園周辺の住民への影響を考慮して、第 5 及び第 8 の規定に準じて指導する。なお、これらの行為については、使用行為許可との利用調整を図る観点から第 18 に定める届出を受けるものとする。

(許可事項変更に係る関係規定の準用)

**第 14** 第 5 から第 13 まで、及び第 15 の規定は、条例第 3 条第 3 項に定める変更の許可をしようとする場合について準用する。

(その他の行為の禁止)

**第 15** 条例第 5 条第 9 号における「その他公園の管理に支障のある行為」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (2) 花火、バーベキュー等の火気を使用すること。ただし、第 13(1)の規定に基づく許可を受けたものについては、この限りでない。
- (3) キャンプ、野営など公園内に泊り込むこと。
- (4) 鳥獣魚類に給餌をすること。
- (5) 無人航空機を飛行させること。ただし、第 13(5)の規定に基づく許可を受けたものについては、この限りでない。
- (6) 公園近隣の生活環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、振動、蛮行、悪臭等を伴う行為をすること。

(使用料等の還付)

**第 16** 条例第 18 条ただし書の取扱いについては、次の基準を踏まえ慎重に判断するものとする。

- (1) 条例第 18 条第 1 号における「使用者又は占有者の責に帰することのできない理由」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - ア 地震、台風等の災害により当該公園が破損又は損壊したことで、使用又は占有ができなくなったとき。
  - イ 降雨、荒天により、当該公園の使用若しくは占有ができなくなったとき、又は使用若しくは占有が不要となったとき。
  - ウ 公園施設又は占有物件の緊急的な管理措置等により、当該公園の使用又は占有ができないことを公園管理者が判断したとき。

(2) 条例第 18 条第 2 号における「相当の理由」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- ア 申請者が個人の場合は死亡、法人又は団体の場合は倒産又は組織の解散をしたとき。
- イ 申請者が個人の場合で、近親者の死亡や急な遠方への転出などやむを得ない事由が発生したことにより、当該公園の使用若しくは占有ができなくなったとき、又は使用若しくは占有が不要となったとき。

(使用料等の減免)

**第 17** 条例第 19 条の規定による使用料等の減免について定めた東金市都市公園設置管理条例施行規則（昭和 52 年東金市規則第 16 号。以下「規則」という。）第 6 条の取扱いについては、次の基準を踏まえ慎重に判断するものとする。ただし、営利目的、経済活動、営業活動、私的使用等は、減免の対象から除くものとする。

- (1) 規則第 6 条第 2 号における「公益を増進すると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - ア 地域振興を目的とした使用又は占有をするとき。
  - イ 社会福祉の向上又は貢献を目的とした使用又は占有をするとき。

- ウ 学術、文化等の振興又は向上を目的とした使用又は占有をするとき。
  - エ 防災又は防犯機能の向上に資することを目的とした使用又は占有をするとき。
- (2) 規則第6条第3号における「その他市長が適当と認めたとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- ア 公園の効用を著しく高め、又は公園行政に寄与するために使用又は占有をするとき。
  - イ 行政機関が公共目的として使用又は占有をするとき。
  - ウ 体力若しくは健康の増進又は娯楽を目的とした使用又は占有をするとき。
  - エ 市の観光、イメージアップ等を目的とした使用又は占有をするとき。
  - オ 災害への対応として設けられる仮設工作物の占有をするとき。
- (3) 使用料等の減免率については、別表のとおりとする。

(公園使用に係る届出)

**第18** 公園本来の利用に該当する行為（許可対象外）で、利用人数が多数になるものや内容が簡易なもの又は使用行為に該当しない行為については、使用行為許可との利用調整を図る上から、別記様式による届出を受けるものとする。

- (1) 公園本来の利用に該当する行為のうち届出をする例：学校行事による遠足、写生会や保育園の園外保育又は地域住民による火気使用を伴わない単なる避難訓練等
- (2) 使用行為に該当しない届出の例：ウォーキングイベントの途中の休息場所として利用、集会を行うための集合場所としての利用、動画撮影等

#### 附 則

この基準は、平成31年1月22日から施行する。ただし、第17使用料等の減免の規定については、平成31年4月1日以降の許可対象となる提出分から適用する。

別表

減免区分	許可の対象と減免率			使用又は占用の目的
	公園施設の設置許可等 (法第5条関係)	公園の占用許可等 (法第6条関係)	公園内の行為許可等 (条例第3条関係)	
教育上の目的により生徒、児童等が利用する場合	許可対象外	許可対象	許可対象	・教育
	—	100%	100%	
公益を増進すると認められる場合	許可対象	許可対象	許可対象	・地域振興 ・社会福祉の向上、貢献 ・学術、文化等の振興、向上 ・防災、防犯機能の向上
	100%	100% 又は 50%	100% 又は 50%	
その他市長が適当と認めたとき	許可対象	許可対象	許可対象	・公園行政に寄与等 ・行政機関の公共目的 ・体力、健康づくり、娯楽 ・観光PR等 ・災害対応
	その都度市長が別に定める	100% 又は 50%	100% 又は 50%	
上記以外	許可対象	許可対象	許可対象	・営利目的とした活動 ・経済活動、営業活動 ・私的な使用等
	0%	0%	0%	

備考

- (1) 法第5条第1項の許可については、公園施設の設置又は管理を対象としていることから、規則第5条第1号に限定した施設として該当する場合が想定されないことから、許可対象外とした。
- (2) 法第6条に該当する占用物件のうち、条例第3条の使用行為に関連して許可するものの減免の取扱いについては、条例第3条の行為許可等における減免の取扱いに準じて運用するものとする。
- (3) この表中、減免率が複数設定してあるものについては、以下の基準により判断するものとする。
  - ア その行為等を実施するに当たり、入場料、参加料等（参加料として保険料、教材費等参加者の実費負担分を徴するものは除く。）を徴する場合：減免率50%
  - イ 公共的団体がその事務又は事業のため（市民福祉の増進に著しく寄与する場合）以外に使用又は占用する場合：減免率50%

## 東金市都市公園等使用届

団 体 名	
担 当 者 名	
連 絡 先	※日中の連絡が取れる電話番号を記載して下さい。
使 用 日 時	
使 用 公 園 名	
事業名又は行事名	
想定使用人数	
予備日の設定	<p style="text-align: center;">有</p> <p style="text-align: center;">無</p> <p>※予備日による使用の場合、行為許可との調整から、使用範囲を制限させていただくこともありますので、予め了承した上で使用をお願いします。</p>